

(案)

## 物品売買契約書(単価)

- 1 品名 液体炭酸ソーダ (単価契約)
- 2 規格及び数量 仕様書のとおり
- 3 納入場所 東広島市黒瀬町国近10427番地24 賀茂環境センター
- 4 契約期間 契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで
- 5 契約金額  
契約単価 ¥ ー / 1kg当たり  
(代金は契約単価に履行数量を乗じて10パーセント(取引に係る消費税及び地方消費税の額)を加算して計算した額とする。)  
(代金に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てるものとする。)  
発注予定額 ¥ ー  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ ー)
- 6 契約保証金
- 7 専属的管轄裁判所 広島地方裁判所

上記の物品売買について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別紙の条項によって物品売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、当事者記名・押印をして、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

発注者 東広島市西条町上三永10759番地2  
広島中央環境衛生組合  
代表者 管理者 高垣 廣徳

印

受注者